

第44回船橋市入札監視委員会 議事概要

1. 日時	令和8年5月13日（水） 午後2時05分～午後4時30分	
2. 場所	市役所本庁舎 6階 入札室	
3. 出席者	委員	片岡委員長・小泉副委員長・宮澤委員
	工事担当課	木村建築部長・杉原都市計画部長・高橋都市整備部長・笠川建築課長・利波技術管理課長・山本公園緑地課長・武田建築課長補佐・秋間建築課長補佐・齊藤技術管理課長補佐・関谷公園緑地課長補佐 ほか担当課職員7名
	事務局	鈴木企画財政部長・岩埜契約課長・小岩井契約課長補佐 ほか契約課職員2名
4. 審議対象期間	令和7年10月1日～令和8年3月31日（開札日）	
5. 議題1	入札及び契約手続の運用状況等の報告について	
6. 議題2 審議1	船橋市立宮本中学校校舎建替工事（総合評価型一般競争入札）	
7. 議題2 審議2	（仮称）飯山満土地地区画整理地内1号公園整備工事（一般競争入札）	
8. 委員からの質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
9. 委員会の意見等	大型工事で不調が続く中、今回初めて試行した「見積活用方式」で契約締結に至ったことを評価する。一方で、今後も同方式を採用する際は、競争性・透明性確保のため、1者入札とならないよう工夫されたい。 工期や発注時期については、余裕をもって設定し、執行されたい。また、受注者からの契約工期延伸の申し出や、それに伴う単年度予算の繰り越しに際しては、その原因に対する受注者の責任の有無の検証や、工期延伸を回避する方法の検討がなされるべきである。	

別紙

質問	回答等
議題 1 入札及び契約手続の運用状況等の報告について ○ 1 月に発注が多かった理由を詳しく教えて欲しい。 ○ 2 月の発注案件の説明の際に、「ゼロ債」による発注と発言があった。この「ゼロ債」とはなにか。	○ 積算システムの不具合によるものである。1 1 月、1 2 月発注予定であったところ、システムの改修後に設計、発注することとなった案件があり、1 月の発注が例年と比べて多くなった。 ○ 複数年度で予算を執行する方法として、債務負担行為というものがある。その債務負担行為を用いた案件で、初年度（1 年目）は契約のみで支払いが発生しないものを、支払いがないため「ゼロ」、債務負担行為の頭文字「債」をとって「ゼロ債」といっている。
議題 2 抽出事案の説明及び審議について 審議 1 船橋市立宮本中学校校舎建替工事 ○ 本工事に特殊性はあるのか。 ○ 1 者入札となった要因として考えられることはあるか。	○ 新技術や特殊な工法を採用する工事ではない。しかし、8 0 0 名を超す生徒たちが既存校舎を利用しながら建替工事を施工するため、生徒や施設利用者への様々な配慮、振動騒音対策や安全対策について、特段の配慮が必要である。 ○ 最近の傾向として、大規模工事の入札参加者数が少ない状況が続いてる。これまでの業者へのヒアリング等から、建設労働者の不足のほか、民間工事が多数発注されていることも原因と考えている。

○落札率100%となった要因として考えられることは。 ○今後、類似工事や「見積活用方式」の実施予定はあるか。 ○今後も大型の公共工事を進めるなかで、公共工事を選んでもらうためにどのようなことが考えられるか。	○本工事は、公共建築工事積算基準類に基づく価格と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積価格の妥当性を判断したうえで予定価格を作成する「見積活用方式」を採用しており、その見積業者が工事をできる金額として応札した結果であると考えている。 ○類似工事については、小中学校の建替工事が想定される。「見積活用方式」の実施については、本市の今後の入札状況を確認し、対象とするか判断したい。 ○実勢価格と設計金額の乖離の解消も重要だが、適正な工期の設定や施工条件を明確にする等、その工事に対する事業者の理解を深める努力をする。そういった、施工にとって重要な内容を整理していくことが大事だと考えている。
審議2 （仮称）飯山満土地区画整理地内 1号公園整備工事（一般競争入札） ○当初工期である1月半は妥当だったのか。 ○令和7年度末工期から令和8年6月30日まで延長したとのことだが、その理由は。 ○納入が遅れたインクルーシブ遊具以外は、予定通り完成しているのか。	○設計上問題はなかったと認識しているが、タイトな工期であったこと、また、発注時期が年度末になってしまったことは反省点であると考えている。 ○海外製のインクルーシブ遊具を整備する予定であるが、その納入が昨今の海外情勢により遅れたことによる。 ○インクルーシブ遊具広場以外を先に整備すると、搬入経路の関係上、インクルーシブ遊具の搬入ができなくなることから、全体の工程・スケジュールを見直し

○インクルーシブ遊具はアメリカ製とのことだが、昨今の海外情勢（中東情勢）とは関係がないのではないか。 ○納入遅れについては受注者に責任がある可能性もある。納入が遅れる理由の確認が不十分だったのではないか。また、工期延伸を回避する方法があったのではないか。 ○単年度事業を繰り越すことについて、市としての認識は。また、必要な手続きは。 ○1者しか応札がなかったが、高落札率ではなかった。なぜ、この1者しか応札がなかったのか。工事内容に特殊性があるのか。当初工期が短かったことが要因ではないのか。 ○もっと早く発注できなかったのか。	たため、完成していない。 ○受注者からは影響があったと聞いている。 ○詳細な理由の確認はできていない。回避策については、インクルーシブ遊具の製造業者がほぼ海外と限られていることから、代替が難しかった。 ○単年度事業は年度内に終わらせるのが原則と考えている。やむを得ない場合、契約変更理由を確認し、繰り越し手続きを行ったうえで工期を延伸している。 ○工種は多いが、標準的な内容であり特殊性はない。人手不足や、年度末の発注であったことでほかの工事を受注中であったことが原因として考えられる。 ○現在の人員で業務をする中、ほかの工事の工期等の兼ね合いから、発注が遅れてしまった。
---	--